

育児に関する両立支援制度（概要・非常勤職員）

【休業・休暇制度】

	概 要	期間・日数
育児休業 (注 1)	子を養育するための休業 [育児休業法第 3 条第 1 項]	1 歳になるまで（特に必要と認められる場合は最長 2 歳になるまで）
配偶者出産休暇 (男性職員のみ) (注 2)	妻の出産に係る入退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のための休暇 [人事院規則15—15第 4 条第 1 項第12号]	2 日（出産に係る入院等の日から出産の日後 2 週間まで）
育児参加のための休暇 (男性職員のみ) (注 2)	妻が出産する場合に子を養育するための休暇 [人事院規則15—15第 4 条第 1 項第13号]	5 日（妻の産前期間から出産日以後 1 年までの期間）（小学校就学前まで）
子の看護等休暇 (注 2)	子を看護等するための休暇 [人事院規則15—15第 4 条第 1 項第16号]	1 年度において 5 日（子が 2 人以上の場合は10日）（小学校 3 年生まで）

【勤務する時間を短くする制度】

	概 要	期間・日数
育児時間 (注 3)	子を養育するため、1 日 2 時間又は 1 年につき10日相当の時間まで勤務しないこと [育児休業法第26条第 1 項から第 4 項]	小学校就学前まで
保育時間	子の授乳等を行うための休暇（1 日 2 回それぞれ30分以内） [人事院規則15—15第 4 条第 1 項第15号、人事院規則10— 7 第10条]	1 歳になるまで

【勤務時間帯を変更する制度】

	概 要	期間・日数
早出遅出勤務	子の養育のため、勤務時間帯を変更すること [人事院規則10—11第 3 条第 1 号、第 2 号]	小学校卒業まで

フレックスタイム制 (期間業務職員のみ)	総勤務時間数を変えずに、日ごとの勤務時間数・勤務時間帯を変更すること(土日のほかに週 1 日勤務しない日を設定することも可) [人事院規則15—15第 2 条第 2 項]	制限なし
休憩時間の短縮	子の養育のため、職場にいる時間を短くできるように休憩時間を短縮すること [「人事院規則15—15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の運用について」第 2 条関係第 2 項、 「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」(平成 6 年職職—328) 第 6 の第 3 項(3)ア]	小学校卒業まで
休憩時間の延長	子の養育のため、休憩時間を延長すること (当該休憩時間の直前又は直後に在宅勤務等を行う場合に限る) [「人事院規則15—15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の運用について」第 2 条関係第 2 項、 「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」第 6 の第 3 項(2)イ]	小学校卒業まで

【深夜勤務・超過勤務を制限する制度】

	概 要	期間・日数
深夜勤務の制限	子の養育のため、深夜勤務(午後10時～午前5時)をさせないこと [人事院規則10—11第 6 条]	小学校就学前まで
超過勤務の免除	子の養育のため、超過勤務をさせないこと [人事院規則10—11第 9 条]	小学校就学前まで
超過勤務の制限	子の養育のため、月24時間、年150時間を超えて超過勤務をさせないこと [人事院規則10—11第10条]	小学校就学前まで

(注 1) 「育児休業」は、次の①・②のいずれも満たす職員が対象。

① 子が 1 歳 6 か月に達する日(子の出生日から 57 日間以内の育児休業の場合、子の出生日から 57 日目より 6 月を経過する日)までに、任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする官職に採用されないことが明らかでない職員

② 勤務日が週 3 日以上又は年 121 日以上である職員

(注 2) 「配偶者出産休暇」、「育児参加のための休暇」及び「子の看護等休暇」は、勤務日が週 3 日以上又は年 121 日以上であることを満たす職員が対象。

(注 3) 「育児時間」は、勤務日が週 3 日以上又は年 121 日以上であることを満たす職員が対象。